が次の計算式で計算した金額 世帯主おのおのの前年の所得 の範囲内であること。

免除となる制度です。 険料の一部を納付することに 度」を紹介します。 今回 部納付(免除)制度に 部納付(免除)制度は、 残りの保険料の納付が は 部納付(免除)制

があります。

次の3種類があります。 **■4分の1納付**(3,750円)

なり、

未納と同じ扱いに

は、

なかった場合には、その

期間の一部免除が無効と

2分の1納付(7,490円)

※()内は納付する保険料の)4分の3納付(11,240円

次の所得基準の範囲内にあ 金額です。

場合、

障害基礎年金や遺族

た不慮の事故が起こった また障がいや死亡とい 礎年金の額に反映され なるため、将来の老齢基

場合がありますので、

基礎年金が受けられない

る方が、対象となります。

▼所得基準 本人(申請者)・配偶者・

国民年金保険料の 免除制度②

> 十社会保険料控除額等 78万円+扶養親族等控除額

(計算式)

4分の1納付

2分の1納付

158万円+扶養親族等控

4分の3納付 除額+社会保険料控除額等 118万円+扶養親族等控

除額+社会保険料控除額等

年の所得で審査を行う場合 ただし一部保険料を納付し 郊姉付(免除)判底の託得甘淮の日本

※申請の時期によって、 【例】下表のとおり

前

2024 - 932 - 3434 **固郡山年金事務所 間町民生活課**

272-6933

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

空き家情報の 提供に ご協力をお願いします

町では、首都圏をはじめとする都市住民の田舎暮らし志向が高 まっている中「NPO法人ふるさと回帰支援センター」や「小野町ふ るさと暮らし支援センター」などとの連携により、町への定住や 二地域居住を積極的に推進しています。

しかし当町に移住を検討されている方へ提供する不動産情報が 大変不足しているため、町では賃貸または売却可能な物件の情報 を収集しています。

皆さんが所有されている空き家について、移住を検討されてい る方への情報提供が可能な方は、企画商工課までご連絡ください。

間企画商工課 ☎72-6939